

令和3年第8回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

令和3年8月16日（月） 午後3時00分
岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉
河田 均 ・ 館林 朋子 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

酒井 勉 ・ 江崎 美咲

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 臼井 正典
塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則
加納 康男 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 神山 肇
酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美
永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長 横井 敬太 主幹 水野 昌子
副主幹 伊佐治伸一 主査 吉村 雅子
主任 三輪 幸 主任主事 片岡 美晴
主任主事 坂口由充加

議事

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
議案第41号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
議案第43号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について

報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長

これより、令和3年第8回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思えます。

それでは、議席番号14番西垣隆委員、議席番号15番林安廣委員の両委員、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は所有権の移転7件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第40号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、則武地区の申請は所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

2番、黒野地区の申請は使用貸借による権利の設定で、農業経営を拡大する使用借人へ田を貸し出すものです。

3番、方県地区の申請は所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

4番、茜部地区の申請は所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3ページをお願いします。

5番、市橋地区の申請は所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

6番及び7番、芥見地区の申請は所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、それぞれ田、畑を譲り渡すものです。

8番、合渡地区の申請は所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第40号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明いただきます。

それでは、1番、則武地区は、事務局から説明いたします。

吉村主査

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

以上でございます。

議長

続きまして、2番、黒野地区、及び3番、方県地区は、野々村議員、お願いします。

野々村委員

2番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、田を貸し出すものです。

7月13日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では野菜の栽培を行うとのことです。

続きまして、3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

7月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。

こちらでも、申請地では野菜の栽培を行うとのことです。

2番、3番ともに地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4番、茜部地区は、林安廣委員、お願いします。

林安廣委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

8月2日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は地区外の方ですが、車で5分ほどの距離にあり、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、市橋地区は、事務局から説明いたします。

吉村主査

今回の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

7月19日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に、現地立会を行いました。

申請地では隣接する自己所有地と一体的に耕作し、野菜の栽培を行うとのこと。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないとのこと。

議 長

続きまして、6番、7番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、合渡地区は、村木多藏委員、お願いします。

村木委員

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第40号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第40号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第41号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第41号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5ページの総括表を御覧ください。

今回は2件、合計901.07平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、三輪地区の申請は、農家住宅敷地に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、網代地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は原則不許可ですが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないため許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第41号について説明を受けました。
議案第41号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第41号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第42号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は所有権の移転3件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第42号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表を御覧ください。

今回は5件、合計3,440平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、南長森地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、鉄道の駅から300メートル以内に存する為、第3種農地と判断します。よって、許可し得るものです。

2番、北長森地区の申請は、所有権の移転により、社会福祉施設駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、36ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、新荒田川の北に位置する前一色西町地内の農地です。

3番、方県地区の申請は、所有権の移転により、農家住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

4番、方県地区の申請は、所有権の移転により、農業用施設駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、地域の農業の振興に資する農業用施設として設置されるものであることから、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、37ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、伊自良川の東に位置する岩利4丁目地内の農地です。

10ページをお願いします。

5番、三輪地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

議案第42号について説明を受けました。

2番、北長森地区、及び4番、方県地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林明委員

今回の申請は、社会福祉施設を経営する譲受人が、施設利用者及び従業員の駐車場を拡張するため、農地の転用を行うものであります。

8月4日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者である譲受人とともに、現地立会を行いました。

立会の際に、施工時および完成後においても、近隣への影響がないよう配慮することを確認しており、許可は問題ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、方県地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

4番の申請は、農業用施設駐車場のために転用するものです。

7月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会を行いました。

37ページの図のとおり三角形の農地で、三辺全てが道路に囲まれた土地ですが、立会の際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第42号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第42号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第43号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は4件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第43号について説明いたします。

12ページ、13ページをお願いします。

今回は4件提出されており、特例適用農地面積は、14,576.33平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受

けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第43号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第43号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第29号から31号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年7月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

報告第29号、農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

15ページを御覧ください。

今回の各地区別の届出は、37件、合計76,536.33平方メートルです。

続きまして、報告第30号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

17ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、4件、合計3,394.29平方メートルです。

明細は、18ページです。

続きまして、報告第31号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

20ページを御覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う
第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、57件、合計28,543.96平方メートルです。

明細は、21ページから35ページです。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

御発言もないようなので、これで本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時25分閉会を宣す。